



鳥取県公報

令和3年3月31日（水）
号外第41号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県会計規則の一部を改正する規則（31）（会計指導課）	3
	鳥取県会計規則等の一部を改正する規則（32）（〃）	16
	鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則 （33）（〃）	24

公布された規則のあらまし

◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

行政組織の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 県の内部組織の見直し等に伴い、所要の規定の整備を行う。
- (2) 地域づくり推進部文化財局とっとり弥生の王国推進課の出納員に、調査及び研究に関する県の刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務を委任する。
- (3) 証券受領取消通知書等の様式中押印に係る事項を削る。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、令和3年4月1日とする。

◇鳥取県会計規則等の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

公金支払事務の効率化を図るため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 次に掲げる規則について、請求書により支払の請求を行うこととしていた公金支払事務を見直し、請求書によることなく公金支払を行うことができることとする。
 - ア 鳥取県会計規則
 - イ 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則
 - ウ 鳥取県建設工事執行規則
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、令和3年4月1日とする。

◇鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定のうち日本の地方公共団体に関する規定の適用を受ける国が存在しなくなったことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 競争入札において、公告等から入札までの期間を短縮することができる場合を次のとおり定める。ただし、その期間を10日未満とすることはできないこととする。
 - ア 公告等を電子情報処理組織を使用して行う場合
 - イ 入札説明書の配布を公告等の日から電子情報処理組織を使用して行う場合
 - ウ 入札書の受理を電子情報処理組織を使用して行う場合
- (2) 商業上の物品又は役務に係る特定調達契約を締結しようとする場合で、公告等及び入札説明書を電子情報処理組織を使用して同時に公表するときは、公告等の時期を競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも13日前（当該特定調達契約の競争入札に係る入札書を電子情報処理組織を使用して受理する場合にあっては、10日前）までとすることができることとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、令和3年4月1日とする。

規 則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第31号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																								
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、同表の右欄の職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">交流人口拡大本部 東京本部</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">交流人口拡大本部東京本部 の総務・関係人口・県立ハ ローワークチームの主幹</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">交流人口拡大本部 関西本部</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">交流人口拡大本部関西本部 観光・情報発信・販路開拓 チームの主幹</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">農林水産部農業振 興監農業大学校</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">農林水産部農業振興監農業 大学校の課長補佐</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>別表第1（第2条、第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">鳥取県中部総合事務 所</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">県民福祉局総務室の室長</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">鳥取県西部総合事務 所</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">(1) 県民福祉局総務室 の室長 (2) 略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">鳥取県中部県税事務 所</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">(1) 中部総合事務所県 民福祉局総務室の室長 (2) 略</td> </tr> </tbody> </table>	交流人口拡大本部 東京本部	交流人口拡大本部東京本部 の総務・関係人口・県立ハ ローワークチームの主幹	交流人口拡大本部 関西本部	交流人口拡大本部関西本部 観光・情報発信・販路開拓 チームの主幹	略		農林水産部農業振 興監農業大学校	農林水産部農業振興監農業 大学校の課長補佐	略		機 関	職	鳥取県中部総合事務 所	県民福祉局総務室の室長	鳥取県西部総合事務 所	(1) 県民福祉局総務室 の室長 (2) 略	略		鳥取県中部県税事務 所	(1) 中部総合事務所県 民福祉局総務室の室長 (2) 略	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、同表の右欄の職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">交流人口拡大本部 東京本部</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">交流人口拡大本部東京本部 の副本部長</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">交流人口拡大本部 関西本部</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">交流人口拡大本部関西本部 観光・情報発信チームのチ ーム長</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">農林水産部農業大 学校</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">農林水産部農業大学校の課 長補佐</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>別表第1（第2条、第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">鳥取県中部総合事務 所</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">地域振興局総務室の室長</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">鳥取県西部総合事務 所</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">(1) 地域振興局総務室 の室長 (2) 略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">鳥取県中部県税事務 所</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">(1) 中部総合事務所地 域振興局総務室の室長 (2) 略</td> </tr> </tbody> </table>	交流人口拡大本部 東京本部	交流人口拡大本部東京本部 の副本部長	交流人口拡大本部 関西本部	交流人口拡大本部関西本部 観光・情報発信チームのチ ーム長	略		農林水産部農業大 学校	農林水産部農業大学校の課 長補佐	略		機 関	職	鳥取県中部総合事務 所	地域振興局総務室の室長	鳥取県西部総合事務 所	(1) 地域振興局総務室 の室長 (2) 略	略		鳥取県中部県税事務 所	(1) 中部総合事務所地 域振興局総務室の室長 (2) 略
交流人口拡大本部 東京本部	交流人口拡大本部東京本部 の総務・関係人口・県立ハ ローワークチームの主幹																																								
交流人口拡大本部 関西本部	交流人口拡大本部関西本部 観光・情報発信・販路開拓 チームの主幹																																								
略																																									
農林水産部農業振 興監農業大学校	農林水産部農業振興監農業 大学校の課長補佐																																								
略																																									
機 関	職																																								
鳥取県中部総合事務 所	県民福祉局総務室の室長																																								
鳥取県西部総合事務 所	(1) 県民福祉局総務室 の室長 (2) 略																																								
略																																									
鳥取県中部県税事務 所	(1) 中部総合事務所県 民福祉局総務室の室長 (2) 略																																								
交流人口拡大本部 東京本部	交流人口拡大本部東京本部 の副本部長																																								
交流人口拡大本部 関西本部	交流人口拡大本部関西本部 観光・情報発信チームのチ ーム長																																								
略																																									
農林水産部農業大 学校	農林水産部農業大学校の課 長補佐																																								
略																																									
機 関	職																																								
鳥取県中部総合事務 所	地域振興局総務室の室長																																								
鳥取県西部総合事務 所	(1) 地域振興局総務室 の室長 (2) 略																																								
略																																									
鳥取県中部県税事務 所	(1) 中部総合事務所地 域振興局総務室の室長 (2) 略																																								

鳥取県西部県税事務所	(1) <u>西部総合事務所県民福祉局総務室</u> の室長 (2) 略
略	

鳥取県西部県税事務所	(1) <u>西部総合事務所地域振興局総務室</u> の室長 (2) 略
略	

別表第1の2 (第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務	
略		
地域づくり推進部文化財局文化財課	鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)第2条第1項第325号に規定する手数料の収納事務	
地域づくり推進部文化財局とっとり弥生の王国推進課	調査及び研究に関する県の刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務	
略		
農林水産部農業振興監生産振興課	講習会の資料代の収納事務	
略		
出納機関	鳥取県西部総合事務所	1 <u>県民福祉局総務室</u> の室長に委任させる事務 (1)~(4) 略 2 略
	略	
略	鳥取県中部県税事務所・鳥取県西部県税事務所	1 <u>県民福祉局総務室</u> の室長に委任させる事務 (1)~(4)略 2 略
	略	

別表第1の2 (第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務	
略		
地域づくり推進部文化財局文化財課	鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)第2条第1項第325号に規定する手数料の収納事務	
略		
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	講習会の資料代の収納事務	
略		
出納機関	鳥取県西部総合事務所	1 <u>地域振興局総務室</u> の室長に委任させる事務 (1)~(4) 略 2 略
	略	
略	鳥取県中部県税事務所・鳥取県西部県税事務所	1 <u>地域振興局総務室</u> の室長に委任させる事務 (1)~(4) 略 2 略
	略	

2 略

2 略

様式第7号(第25条、第139条関係)(A列6号のもの4枚接続)

様式第7号(第25条、第139条関係)(A列6号のもの4枚接続)

原符	証券受領取消通知書	証券受領取消通知書	証券受領取消通知書
略	略	略	略
	上記のと	上記のと	上記のと

原符	証券受領取消通知書	証券受領取消通知書	証券受領取消通知書
略	略	略	略
	上記のと	上記のと	上記のと

<p>おり納入 された証 券が不渡 りとなり ましたの で領収の 取消しを 通知しま す。</p> <p>年 月 日</p> <p>銀行 店</p> <p>統轄店御 中</p>	<p>おり納入 された証 券が不渡 りとなり ましたの で領収の 取消しを 通知しま す。</p> <p>年 月 日</p> <p>銀行 店</p> <p>鳥取県知 事 (出納機 関の長) 氏名様 鳥取県会 計管理者 (出納機 関名 出 納員)</p>	<p>おり納入 された証 券が不渡 りとなり ましたの で領収の 取消しを 通知しま す。</p> <p>年 月 日</p> <p>銀行 店</p> <p>(会計 管理者、 出納員) 債務者 氏名様 注 略</p>
--	--	---

<p>おり納入 された証 券が不渡 りとなり ましたの で領収の 取消しを 通知しま す。</p> <p>年 月 日</p> <p>銀行 店 ㊟</p> <p>統轄店御 中</p>	<p>おり納入 された証 券が不渡 りとなり ましたの で領収の 取消しを 通知しま す。</p> <p>年 月 日</p> <p>銀行 店 ㊟</p> <p>鳥取県知 事 (出納機 関の長) 氏名様 鳥取県会 計管理者 (出納機 関名 出 納員)</p>	<p>おり納入 された証 券が不渡 りとなり ましたの で領収の 取消しを 通知しま す。</p> <p>年 月 日</p> <p>銀行 店 ㊟</p> <p>(会計 管理者、 出納員) 債務者 氏名様 注 略</p>
--	--	---

様式第8号(第25条関係)(A列6号)

未払証券請求及び受領書

略

取消しの通知を受けた証券の返還を請求します。

年 月 日

氏名

銀行 店 御中

(鳥取県会計管理者(出納機関名 出納員)氏名様)

上記の証券を受領しました。

年 月 日

氏名

備考 略

様式第9号(第26条、第139条関係)

受託歳入金払込計算書

年 月 日

鳥取県知事

(出納機関の長)

氏 名 様

受託者 氏名

年 月 日から 年 月 日までの間における

様式第8号(第25条関係)(A列6号)

未払証券請求及び受領書

略

取消しの通知を受けた証券の返還を請求します。

年 月 日

氏名 ㊟

銀行 店 御中

(鳥取県会計管理者(出納機関名 出納員)氏名様)

上記の証券を受領しました。

年 月 日

氏名 ㊟

備考 略

様式第9号(第26条、第139条関係)

受託歳入金払込計算書

年 月 日

鳥取県知事

(出納機関の長)

氏 名 様

受託者 氏名 ㊟

年 月 日から 年 月 日までの間における

歳入金を下記のとおり払い込みました。

略

様式第10号（第27条関係）

収納金払込書
（鳥取県公金）

年 月 日

鳥取県指定金融機関
____銀行____店御中
鳥取県指定代理金融機関（鳥取県収納代理金融機関）

下記のとおり、鳥取県公金を払い込みます。

収納日	年月日	
領収済通知書 枚数		金額 円

収納金領収書
（鳥取県公金）

鳥取県指定代理金融機関（鳥取県収納代理金融機関）

____御中

略

鳥取県指定金融機関
____銀行____店

下記のとおり、鳥取県公金を領収しました。

収納日	年月日	
領収済通知書 枚数		金額 円

歳入金を下記のとおり払い込みました。

略

様式第10号（第27条関係）

収納金払込書
（鳥取県公金）

年 月 日

鳥取県指定金融機関
____銀行____店御中
鳥取県指定代理金融機関（鳥取県収納代理金融機関）

下記のとおり、鳥取県公金を払い込みます。

収納日	年月日	
会計区分	領収済通知書枚数	金額 円
一般会計		
特別会計		
歳入歳出外現金		
合計		

収納金領収書
（鳥取県公金）

鳥取県指定代理金融機関（鳥取県収納代理金融機関）

____御中

略

鳥取県指定金融機関
____銀行____店

下記のとおり、鳥取県公金を領収しました。

収納日	年月日	
会計区分	領収済通知書枚数	金額 円
一般会計		
特別会計		
歳入		

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

様式第12号（第27条関係）
 収納証票送付書
 （鳥取県公金）
 統轄店 年 月 日
 銀行 店御中
 下記のとおり収納証票を送付します。 支店

収納日	年月日
-----	-----

領収済通知書枚数	金額
	円

統轄店 送付店

収納証票送付書（原符）
 （鳥取県公金）
 統轄店 年 月 日
 銀行 店御中
 下記のとおり収納証票を送付します。 支店

収納日	年月日
-----	-----

領収済通知書枚数	金額
	円

歳出外現金																			
合計																			

様式第12号（第27条関係）
 収納証票送付書
 （鳥取県公金）
 統轄店 年 月 日
 銀行 店御中
 下記のとおり収納証票を送付します。 支店

収納日	年月日
-----	-----

会計区分	領収済通知書枚数	金額
		円
一般会計		
特別会計		
歳入歳出外現金		
合計		

統轄店 送付店

収納証票送付書（原符）
 （鳥取県公金）
 統轄店 年 月 日
 銀行 店御中
 下記のとおり収納証票を送付します。 支店

収納日	年月日
-----	-----

会計区分	領収済通知書枚数	金額
		円
一般会計		
特別会計		
歳入歳出外現金		
合計		

送付店 略
様式第12号の2 (第27条関係)
収納金報告書 (鳥取県公金)
年 月 日
鳥取県指定金融機関 統轄店 御中 鳥取県指定金融機関 _____銀行_____店
下記のとおり、鳥取県公金を払い込んだので報告します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div>
収納金報告書 (原符) (鳥取県公金)
年 月 日
鳥取県指定金融機関 統轄店 御中 鳥取県指定金融機関 _____銀行_____店
下記のとおり、鳥取県公金を払い込んだので報告します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div>
様式第13号(第33条関係)
更正通知書 _____ページ _____年 月 日
統轄店 銀行 店御中
鳥取県会計管理者
下記のとおり更正して下さい。(年 月 日更正分) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div>
様式第14号 (第41条、第65条、第97条関係) (1)
支払命令書 _____ページ
指定出納取扱店 _____年 月 日 銀行 店 御中 _____第 号 下記の金額 鳥取県会計管理者 氏名 を支払って _____年度 年 月 日支払分

合計
送付店 略
様式第12号の2 (第27条関係)
収納金報告書 (鳥取県公金)
年 月 日
鳥取県指定金融機関 統轄店 御中 鳥取県指定金融機関 _____銀行_____店
下記のとおり、鳥取県公金を払い込んだので報告します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div>
収納金報告書 (原符) (鳥取県公金)
年 月 日
鳥取県指定金融機関 統轄店 御中 鳥取県指定金融機関 _____銀行_____店
下記のとおり、鳥取県公金を払い込んだので報告します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div>
様式第13号(第33条関係)
更正通知書 _____ページ _____年 月 日
統轄店 銀行 店御中
鳥取県会計管理者 国
下記のとおり更正して下さい。(年 月 日更正分) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div>
様式第14号 (第41条、第65条、第97条関係) (1)
支払命令書 _____ページ
指定出納取扱店 _____年 月 日 銀行 店 御中 _____第 号 下記の金額 鳥取県会計管理者 氏名 国 を支払って _____年度 年 月 日支払分

ください。

(単位：円)

略

(2)
支払命令書（直払）
業務名

年 月 日

指定出納取扱店
銀行 店 御中
鳥取県会計管理者 氏 名

領 収 証 書	略	住所 氏名

備考 略

様式第14号の2（第41条関係）
支払命令書（自動口座振替払分）
年 月 日
第 号

統轄店
銀行 店 御中
鳥取県会計管理者 氏 名

下記の金額を支払ってください。
年度 年 月 日支払分

様式第15号（第48条関係）
資金交付指示書
年 月 日
第 号

統轄店
銀行 店 御中

ください。

(単位：円)

略

(2)
支払命令書（直払）
業務名

年 月 日

指定出納取扱店
銀行 店 御中
鳥取県会計管理者 氏 名

領 収 証 書	略	住所 氏名	㊞

備考 略

様式第14号の2（第41条関係）
支払命令書（自動口座振替払分）
年 月 日
第 号

統轄店
銀行 店 御中
鳥取県会計管理者 氏 名 ㊞

下記の金額を支払ってください。
年度 年 月 日支払分

様式第15号（第48条関係）
資金交付指示書
年 月 日
第 号

統轄店
銀行 店 御中

鳥取県会計管理者 氏 名
下記のとおり資金の交付をしてください。

略

年度 年 月 日支払分
(単位：円)

略

様式第18号（第55条関係）
支払取消指示書
年 月 日
指定出納取扱店
銀行 店御中
鳥取県会計管理者 氏 名
下記のとおり取消してください。
記

略

略

様式第19号（第56条関係）（A列4号）
支払取消済通知書
年 月 日
鳥取県会計管理者 氏 名 様
指定出納取扱店
銀行 店
下記のとおり取消しましたので通知します。

略

様式第20号（第58条関係）
支払訂正（変更）指示書
年 月 日
指定出納取扱店
銀行 店 御中
鳥取県会計管理者 氏 名
下記のとおり訂正（変更）してください。
記

略

略

口座払時に使用
略

様式第21号（第59条関係）（A列4号）
歳出金支払通知書再発行請求書

鳥取県会計管理者 氏 名 国
下記のとおり資金の交付をしてください。

略

年度 年 月 日支払分
(単位：円)

略

様式第18号（第55条関係）
支払取消指示書
年 月 日
指定出納取扱店
銀行 店御中
鳥取県会計管理者 氏 名 国
下記のとおり取消してください。
記

略

略

様式第19号（第56条関係）（A列4号）
支払取消済通知書
年 月 日
鳥取県会計管理者 氏 名 様
指定出納取扱店
銀行 店 国
下記のとおり取消しましたので通知します。

略

様式第20号（第58条関係）
支払訂正（変更）指示書
年 月 日
指定出納取扱店
銀行 店 御中
鳥取県会計管理者 氏 名 国
下記のとおり訂正（変更）してください。
記

略

略

口座払時に使用
略

様式第21号（第59条関係）（A列4号）
歳出金支払通知書再発行請求書

鳥取県会計管理者 氏 名 様
 下記の歳出金支払通知書を亡失した（別添のとおり
 損傷した）ので、再発行してください。

住所
 氏名
 記

略

鳥取県会計管理者 氏 名 様
 上記は、現金支払未済であることを証明します。
 年 月 日
 指定出納取扱店
 銀行 店

様式第22号（第64条関係）（A列5号）
 支払不能報告書
 年 月 日

鳥取県会計管理者 氏名 様
 指定出納取扱店
 銀行 店
 下記について、支払不能につき報告します。
 記

略

様式第25号（第67条関係）
 支払期間経過未払金報告書
 （単位：円）

略

上記の通り報告します。
 年 月 日 指定出納取扱店
 銀行 店

略

統轄店御中
 備考 略

様式第26号（第78条関係）（A列4号）
 繰替支払報告書
 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 様
 （出納機関の長）
 銀行 店
 （会計管理者、出納員）
 年 月 日から 年 月 日までの間において下
 記のとおり繰替払をしたので報告します。

略

様式第27号（第79条関係）
 受託歳出金精算報告書
 年 月 日

鳥取県会計管理者 氏 名 様
 下記の歳出金支払通知書を亡失した（別添のとおり
 損傷した）ので、再発行してください。

住所
 氏名 ㊟
 記

略

鳥取県会計管理者 氏 名 様
 上記は、現金支払未済であることを証明します。
 年 月 日
 指定出納取扱店
 銀行 店 ㊟

様式第22号（第64条関係）（A列5号）
 支払不能報告書
 年 月 日

鳥取県会計管理者 氏名 様
 指定出納取扱店
 銀行 店 ㊟
 下記について、支払不能につき報告します。
 記

略

様式第25号（第67条関係）
 支払期間経過未払金報告書
 （単位：円）

略

上記の通り報告します。
 年 月 日 指定出納取扱店
 銀行 店 ㊟

略

統轄店御中
 備考 略

様式第26号（第78条関係）（A列4号）
 繰替支払報告書
 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 様
 （出納機関の長）
 銀行 店 ㊟
 （会計管理者、出納員）
 年 月 日から 年 月 日までの間において下
 記のとおり繰替払をしたので報告します。

略

様式第27号（第79条関係）
 受託歳出金精算報告書
 年 月 日

鳥取県会計管理者
氏 名 様
(出納機関名 出納員)
受託者 氏 名
年 月 日から 年 月 日までの間における
支払額を下記のとおり報告します。

略

様式第28号 (第80条関係) (A列4号)

歳出金支払通知額未受領金請求書

貴庁から交付を受けた歳出金支払通知書による金額を、支払有効期間内に受領できなかったため、下記のとおり再交付を請求します。

記

略	年 月 日
債権者	
住所	
氏名	
鳥取県知事	
氏 名 様	
(出納機関の長)	

備考 略

様式第32号 (第93条関係) (A列5号のもの2枚接続)

歳入歳出外現金 歳入歳出外現金 (保管証書裏
納付書 保管証書 面)

略	略	領収証書
ただし、 年月日 上記のと おり納付し ます。 納入者 住所 氏 名		表記の金 額を領収し ました。 年月日 住所 氏名

備考 略

様式第33号 (第93条関係) (A列5号のもの2枚接続)

有価証券納付書 有価証券保管証 (保管証書裏
書 面)

略	略	領収証書
ただし、 何々 (代 用)	ただし、 上記のと	表記のと おり領収し ました。

鳥取県会計管理者
氏 名 様
(出納機関名 出納員)
受託者 氏 名 ㊤
年 月 日から 年 月 日までの間における
支払額を下記のとおり報告します。

略

様式第28号 (第80条関係) (A列4号)

歳出金支払通知額未受領金請求書

貴庁から交付を受けた歳出金支払通知書による金額を、支払有効期間内に受領できなかったため、下記のとおり再交付を請求します。

記

略	年 月 日
債権者	
住所	
氏名	㊤
鳥取県知事	
氏 名 様	
(出納機関の長)	

備考 略

様式第32号 (第93条関係) (A列5号のもの2枚接続)

歳入歳出外現金 歳入歳出外現金 (保管証書裏
納付書 保管証書 面)

略	略	領収証書
ただし、 年月日 上記のと おり納付し ます。 納入者 住所 氏 名 ㊤	㊤	表記の金 額を領収し ました。 年月日 住所 氏名 ㊤

備考 略

様式第33号 (第93条関係) (A列5号のもの2枚接続)

有価証券納付書 有価証券保管証 (保管証書裏
書 面)

略	略	領収証書
ただし、 何々 (代 用)	ただし、 上記のと	表記のと おり領収し ました。

何々証 書(債券) 券面 金額 何円券 何枚 記号 番号 年月 日以降 利札 付 上記のと おり納付し ます。 年 月日 納入者 住所氏名 備考略	おり領収し ました。 年月 日 鳥取県会 計管理者 (出納機関 名 出納 員) 氏名 印 注意略	年月日 住所 氏名	何々証 書(債券) 券面 金額 何円券 何枚 記号 番号 年月 日以降 利札 付 上記のと おり納付し ます。 年 月日 納入者 住所氏名 備考略	おり領収し ました。 年月 日 鳥取県会 計管理者 (出納機関 名 出納 員) 氏名 注意略	年月日 住所 氏名 印
--	--	---	--	--	---

様式第34号(第101条関係)

借入資金償還命令書

年月日
第 号

統轄店

銀行 店 御中

鳥取県会計管理者 氏名

下記の金額を償還してください。

償還金額 円

償還日 年月日

借入種別

償還基金名

償還他会計名

償還先

住所

機関名

店舗名

備考略

様式第35号(第101条、第140条の3関係)

借入資金償還済通知書

年月日
第 号

様式第34号(第101条関係)

借入資金償還命令書

年月日
第 号

統轄店

銀行 店 御中

鳥取県会計管理者 氏名 印

下記の金額を償還してください。

償還金額 円

償還日 年月日

借入種別

償還基金名

償還他会計名

償還先

住所

機関名

店舗名

備考略

様式第35号(第101条、第140条の3関係)

借入資金償還済通知書

年月日
第 号

鳥取県会計管理者 氏 名 様
 統轄店
 銀行 店

下記のとおり償還しました。

償還金額 円
 償還日 年 月 日
 借入種別
 償還基金名
 償還他会計名

償還先
 住所
 機関名
 店舗名

備考 略

様式第37号（第104条関係）
 現金現在高報告表
 年度 年 月 日（単位：円）

略

上記のとおり報告します。

年 月 日 統轄店
 鳥取県会計管理者 様 銀行 店

様式第38号（第105条関係）

略
本書のとおり繰越済みにつき報告します。 年 月 日 銀行 店 鳥取県知事 氏 名 様

備考 略

様式第39号（第172条関係）

略	略
出納員 氏名	
略	

様式第40号（第154条、第172条関係）

略	略
所属 職 氏名 年 月 日 提出	

備考 略

鳥取県会計管理者 氏 名 様
 統轄店
 銀行 店 ㊟

下記のとおり償還しました。

償還金額 円
 償還日 年 月 日
 借入種別
 償還基金名
 償還他会計名

償還先
 住所
 機関名
 店舗名

備考 略

様式第37号（第104条関係）
 現金現在高報告表
 年度 年 月 日（単位：円）

略

上記のとおり報告します。

年 月 日 統轄店
 鳥取県会計管理者 様 銀行 店 ㊟

様式第38号（第105条関係）

略
本書のとおり繰越済みにつき報告します。 年 月 日 銀行 店 ㊟ 鳥取県知事 氏 名 様

備考 略

様式第39号（第172条関係）

略	略
出納員 氏名 ㊟	
略	

様式第40号（第154条、第172条関係）

略	略
所属 職 氏名 年 月 日 提出	㊟

備考 略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

鳥取県会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第32号

鳥取県会計規則等の一部を改正する規則

(鳥取県会計規則の一部改正)

第1条 鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(過誤納金の還付)</p> <p>第35条 知事又は出納機関の長において過納又は誤納の事実を発見したときは、納入者の請求を<u>待たずに</u>払い戻すことができる。</p> <p>2 知事又は出納機関の長は、過誤納金の還付をしようとするときは、歳入戻出仕訳書により当該収入した歳入から直ちに戻出しなければならない。ただし、出納閉鎖後にあつては、出納機関の長は、<u>過誤納金の内容及び還付理由</u>を知事に報告しなければならない。</p> <p>第39条 県に債権を有する者(以下「債権者」という。)は、その支払を請求しようとするときは、知事又は出納機関の長に<u>対して</u>しなければならない。</p> <p><u>2</u> 債権者は、直払による現金の支払を受けようとするときは、その旨を<u>知事又は出納機関の長に申し出なければならない。</u></p> <p><u>3</u> 出納取扱店又は知事が指定した金融機関に預金口座を設けている債権者は、口座振替の方法により支払を受けようとするときは、知事が別に定める方法によりその旨を申し出なければならない。</p> <p><u>4</u> 債権者は、第54条の2に規定する自動口座振替の方法により支払を受けようとするときは、債権者の振替情報を知事又は出納機関の長に報告しなければならない。</p>	<p>(過誤納金の還付)</p> <p>第35条 知事又は出納機関の長において過納又は誤納の事実を発見したときは、<u>第39条第1項の規定にかかわらず、</u>納入者の請求を<u>またずに</u>払い戻すことができる。</p> <p>2 知事又は出納機関の長は、過誤納金の還付をしようとするときは、歳入戻出仕訳書により当該収入した歳入から直ちに戻出しなければならない。ただし、出納閉鎖後にあつては、出納機関の長は、<u>その請求書に理由を付して</u>知事に提出しなければならない。</p> <p>第39条 県に債権を有する者(以下「債権者」という。)は、その支払を請求しようとするときは、知事又は出納機関の長に<u>請求書を提出</u>しなければならない。<u>ただし、諸給与、謝礼金その他これらに類するもの及び請求書により難いものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>2</u> <u>前項の請求書の金額は、これを改めることができない。</u></p> <p><u>3</u> 債権者は、直払による現金の支払を受けようとするときは、その旨を<u>請求書に記載</u>しなければならない。</p> <p><u>4</u> 出納取扱店又は知事が指定した金融機関に預金口座を設けている債権者は、口座振替の方法により支払を受けようとするときは、知事が別に定める方法によりその旨を申し出なければならない。<u>ただし、請求書にその旨を記載することによりこれに代えることができる。</u></p> <p><u>5</u> 債権者は、第54条の2に規定する自動口座振替の方法により支払を受けようとするときは、<u>第1項の請求書の提出に代えて、</u>債権者の振替情報を知事又は出納機関の長に報告しなければならない。</p>

(直払)

第52条 会計管理者は、債権者から第39条第2項に規定する現金の支払の申出があったときは、指定出納取扱店（知事が定めるものに限る。次項及び第60条において同じ。）をして現金による支払（以下「現金払」という。）をさせなければならない。

2～5 略

(口座振替払)

第54条 会計管理者は、債権者から第39条第3項に規定するその者の指定する預金口座への振込みの申出があったときは、指定出納取扱店をして口座振替の方法による支払をさせなければならない。

(保証金等の払戻しの請求)

第96条 保証金等（知事が別に定めるものを除く。）の払戻しを受けようとする者は、知事又は出納機関の長に請求しなければならない。

(保証金等の払戻しの手続)

第97条 略

2 会計管理者又は出納員は、前項の場合において、指定金融機関等に払込済みのものについて口座振替の方法による払戻しをしようとするときは、あらかじめ保管証書（第93条第2項ただし書の規定により保管証書を交付しない場合にあつては、保証金等の納付に係る領収証書）を徴さなければならない。

3・4 略

(検査及び検査調書の作成)

第117条 略

2 前項の規定により検査をした職員は、その検査結果に基づき検査調書を作成しなければならない。この場合において、知事が別に定める契約については、契約の相手方が提出した完了届書、納品書その他の履行内容が記載された書類又は記録に当該検査をした職員が検査結果を記載し、又は

(直払)

第52条 会計管理者は、債権者から第39条第3項に規定する現金の支払の請求があったときは、指定出納取扱店（知事が定めるものに限る。次項及び第60条において同じ。）をして現金による支払（以下「現金払」という。）をさせなければならない。

2～5 略

(口座振替払)

第54条 会計管理者は、債権者から第39条第4項に規定するその者の指定する預金口座への振込みの請求があったときは、指定出納取扱店をして口座振替の方法による支払をさせなければならない。

(保証金等の払戻しの請求)

第96条 保証金等（知事が別に定めるものを除く。）の払戻しを受けようとする者は、請求書を知事又は出納機関の長に提出しなければならない。ただし、保管証書（第93条第2項ただし書の規定により保管証書を交付しない場合にあつては、保証金等の納付に係る領収証書）の提示により債権者であることが確認できるときは、この限りでない。

(保証金等の払戻しの手続)

第97条 略

2 会計管理者又は出納員は、前項の場合において、指定金融機関等に払込済みのものについて口座振替の方法による払戻しをしようとするときは、あらかじめ保管証書（第93条第2項ただし書の規定により保管証書を交付しない場合にあつては、請求書及び保証金等の納付に係る領収証書）を徴さなければならない。

3・4 略

(検査及び検査調書の作成)

第117条 略

2 前項の規定により検査をした職員は、その検査結果に基づき検査調書を作成しなければならない。この場合において、知事が別に定める契約については、契約の相手方が提出した完了届書、納品書又は請求書に当該検査をした職員が検査結果を証明することにより検査調書に代えることがで

<p><u>記録</u>することにより検査調書に代えることができる。</p> <p>(支出の証拠書類)</p> <p>第140条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 支出仕訳書又は支出負担行為兼支出仕訳書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>債権者から請求書の提出があったものは、請求書</u></p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>きる。</p> <p>(支出の証拠書類)</p> <p>第140条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 支出仕訳書又は支出負担行為兼支出仕訳書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>債権者の請求書を必要とするものは、請求書</u></p> <p>(2)～(5) 略</p>
---	---

(鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第2条 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和51年鳥取県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金の貸付け)</p> <p>第11条 <u>知事は、前条第1項の規定により県貸付金の貸付けの決定を行ったときは、速やかに融資機関に県貸付金を交付するものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>様式第1号(第7条関係)</p> <p>林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書 職 氏名 様</p> <p>林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を受けたいので、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則(以下「規則」という。)第7条の規定により林業・木材産業改善措置に関する計画を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p>申請者 ふりがな 氏 名 (法人にあって</p>	<p>(貸付金の貸付け)</p> <p>第11条 <u>融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>知事は、前項の規定による請求を受けたときは、県貸付金を交付するものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>様式第1号(第7条関係)</p> <p>林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書 職 氏名 様</p> <p>林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を受けたいので、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則(以下「規則」という。)第7条の規定により林業・木材産業改善措置に関する計画を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p>申請者 ふりがな 氏 名 (法人にあって</p>

は、名称及び代表者の氏名)
電 話 番 号

注 略

様式第2号 (第9条関係)

林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書
職 氏名 様

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則第3条に規定する林業・木材産業改善資金の貸付けを実施するため、貸付金を借用したいので、同規則第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵 便 番 号
主たる事務所の
所 在 地
申 請 者 名 称
代表者の氏名
電 話 番 号

林業・木材産業改善資金県貸付金借入金額 円
添付書類 略

様式第3号 削除

様式第5号 (第16条関係)

林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予承認申請書
職 氏名 様

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、支払の猶予の承認を受けたいので、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則

は、名称及び代表者の氏名)
電 話 番 号

注 略

様式第2号 (第9条関係)

林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書
職 氏名 様

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則第3条に規定する林業・木材産業改善資金の貸付けを実施するため、貸付金を借用したいので、同規則第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵 便 番 号
主たる事務所の
所 在 地
申 請 者 名 称
代表者の氏名 ㊟
電 話 番 号

林業・木材産業改善資金県貸付金借入金額 円
添付書類 略

様式第3号 (第11条関係)

林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書
職 氏名 様

年 月 日付で貸付決定のあった林業・木材産業改善資金県貸付金の支払を受けたいので、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則第11条第1項の規定により、次のとおり請求します。

年 月 日

郵 便 番 号
主たる事務所の
所 在 地
名 称
代表者の氏名 ㊟
電 話 番 号

今回支払請求額 円

様式第5号 (第16条関係)

林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予承認申請書
職 氏名 様

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、支払の猶予の承認を受けたいので、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則

<p>第16条第2項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号</p> <p>主たる事務所の所在地</p> <p>申請者 名称</p> <p>代表者の氏名</p> <p>電話番号</p> <p>年 月 日償還予定の償還金額 円</p> <p>1・2 略</p> <p>添付書類 略</p>	<p>第16条第2項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号</p> <p>主たる事務所の所在地</p> <p>申請者 名称</p> <p>代表者の氏名 ㊤</p> <p>電話番号</p> <p>年 月 日償還予定の償還金額 円</p> <p>1・2 略</p> <p>添付書類 略</p>
--	--

(鳥取県建設工事執行規則の一部改正)

第3条 鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(工事目的物の引渡し)</p> <p>第55条 知事は、<u>第59条第1項</u>の規定により請負代金の支払をしたときは、その支払と同時に当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(部分引渡し)</p> <p>第56条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により準用される第59条第1項の規定により<u>支払う</u>ことができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定した額とする。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、知事と請負者が協議して定める。ただし、知事が前項の規定により準用される第59条第1項の<u>指定部分</u>に係る工事の完成検査に合格した日から14日以内に協議が整わない場合には、知事が定め、請負者に通知する。</p> <p style="padding-left: 2em;">部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×(1－前払金の額／請負代金の額)</p> <p>(請負代金の支払)</p> <p>第59条 <u>知事は</u>、工事が完成検査に合格したときは、<u>合格した日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。</u></p>	<p>(工事目的物の引渡し)</p> <p>第55条 知事は、<u>第59条第2項</u>の規定により請負代金の支払をしたときは、その支払と同時に当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(部分引渡し)</p> <p>第56条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により準用される第59条第1項の規定により<u>請求する</u>ことができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定した額とする。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、知事と請負者が協議して定める。ただし、知事が前項の規定により準用される第59条第1項の<u>請求</u>を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、知事が定め、請負者に通知する。</p> <p style="padding-left: 2em;">部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×(1－前払金の額／請負代金の額)</p> <p>(請負代金の支払)</p> <p>第59条 <u>請負者は</u>、工事が完成検査に合格したときは、<u>遅滞なく請求書を知事に提出して、請負代金の支払を請求しなければならない。</u></p> <p>2 <u>知事は</u>、前項の請求があったときは、当該請求を</p>

2 略

(前払金の請求等)

第61条 請負者は、前条の規定による前払金の支払を請求しようとするときは、その旨を知事に申し出るとともに、保証契約の証書を寄託しなければならない。

2 知事は、前項の申出があったときは、当該申出を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

(前払金の返還)

第62条 略

2 略

3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定により返還すべき額を返還しないときは、その遅延日数に応じ、未返還額につき第59条第2項に規定する率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(部分払金の請求等)

第66条 略

2 略

3 知事は、部分払の請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品を確認したときは、当該確認した日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

(代理受領)

第67条 略

2 知事は、請負者が前項の規定により第三者を代理人とした場合は、当該第三者に対し、第59条第1項（第56条第2項において準用する場合を含む。）又は前条第3項の規定による支払をしなければならない。

受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 略

(前払金の請求等)

第61条 請負者は、前条の規定による前払金の支払を請求しようとするときは、請求書を知事に提出するとともに、保証契約の証書を寄託しなければならない。

2 知事は、前項の請求があったときは、当該請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

(前払金の返還)

第62条 略

2 略

3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定により返還すべき額を返還しないときは、その遅延日数に応じ、未返還額につき第59条第3項に規定する率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(部分払金の請求等)

第66条 略

2 略

3 請負者は、前項前段の通知を受けた場合において、当該部分払金の支払を請求しようとするときは、請求書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

(代理受領)

第67条 略

2 知事は、請負者が前項の規定により第三者を代理人とした場合において、当該第三者が請負者の代理人である旨が第59条第1項（第56条第2項において準用する場合を含む。）又は前条第3項の請求書に明記されているときは、当該第三者に対し、第59条第2項（第56条第2項において準用する場合を含む。）又は前条第4項の規定による支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事の中止)

第68条 請負者は、知事が、第56条第2項において準用する第59条第1項、第61条第2項又は第66条第3項の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず、なおその支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、請負者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を知事に通知しなければならない。

2 略

(解除に伴う措置)

第71条の4 略

2 略

3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第65条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第70条、第70条の2又は次条第3項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ第59条第2項に規定する率で計算した額の利息を付した額を、解除が第69条、第71条又は第71条の2の規定によるときにあってはその余剰額を、それぞれ知事に返還しなければならない。

4～8 略

(知事の損害賠償請求等)

第71条の5 略

2～4 略

5 第1項第1号の場合においては、知事は、請負代金の額から工事の出来形部分に相応する請負代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、第59条第2項に規定する率で計算して得た額を請求することができるものとする。

6 略

様式第1号（第7条関係）

請書

職 氏名 様

鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、図面及び仕様書を遵守して、次の工事を適正に履行す

(前払金等の不払に対する工事の中止)

第68条 請負者は、知事が、第56条第2項において準用する第59条第2項、第61条第2項又は第66条第4項の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず、なおその支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、請負者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を知事に通知しなければならない。

2 略

(解除に伴う措置)

第71条の4 略

2 略

3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第65条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第70条、第70条の2又は次条第3項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ第59条第3項に規定する率で計算した額の利息を付した額を、解除が第69条、第71条又は第71条の2の規定によるときにあってはその余剰額を、それぞれ知事に返還しなければならない。

4～8 略

(知事の損害賠償請求等)

第71条の5 略

2～4 略

5 第1項第1号の場合においては、知事は、請負代金の額から工事の出来形部分に相応する請負代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、第59条第3項に規定する率で計算して得た額を請求することができるものとする。

6 略

様式第1号（第7条関係）

請書

職 氏名 様

鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号）、鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号）、図面及び仕様書を遵守して、次の工事を適

<p>ることを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p>請負者 住 所 商号又は名称 代表者氏名</p>	<p>正に履行することを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p>請負者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 ㊟</p>
略	略
<p>備考 略</p> <p>様式第3号（第18条関係）</p> <p>見積書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、 図面、仕様書、現場等を熟覧のうえ、次のとおり見積 りします。</p> <p>年 月 日</p> <p>見積者 住 所 商号又は名称 代表者氏名</p>	<p>備考 略</p> <p>様式第3号（第18条関係）</p> <p>見積書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則 第66号）、鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則 第11号）、図面、仕様書、現場等を熟覧のうえ、次の とおり見積りします。</p> <p>年 月 日</p> <p>見積者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 ㊟</p>
略	略
<p>備考 略</p> <p>様式第9号（第72条の3関係）</p> <p>追加技術者選任（変更）通知書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>次のとおり追加技術者を選任（変更）したので、通 知します</p> <p>年 月 日</p> <p>請負者 住 所 商号又は名称 代表者氏名</p>	<p>備考 略</p> <p>様式第9号（第72条の3関係）</p> <p>追加技術者選任（変更）通知書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>次のとおり追加技術者を選任（変更）したので、通 知します</p> <p>年 月 日</p> <p>請負者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 ㊟</p>
略	略

附 則
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第33号

鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(競争入札の公告等の時期)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る公告等において、最初の契約以外の契約に係る公告等の予定時期を競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までとすることを示した場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該予定時期までに最初の契約以外の契約に係る公告等を行うことができる。</p> <p>3 <u>次の各号のいずれかに該当するときは、第1項本文に規定する期間について、5日に当該該当する号の数を乗じて得た日数を減ずることができる。ただし、本項の規定を適用する場合にあっても、当該期間を10日未満とすることはできない。</u></p> <p>(1) <u>公告等を電子情報処理組織を使用して行う場合</u></p> <p>(2) <u>入札説明書の配付を公告等を行った日から電子情報処理組織を使用して行う場合</u></p> <p>(3) <u>入札書の受理を電子情報処理組織を使用して行う場合</u></p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、商業上の物品又は役務（行政機関に係る目的以外の目的で、一般に商業市場において行政機関以外の買手に販売され、又は販売のために提供され、かつ、当該買手により通常購入される種類の物品又は役務をいう。）に係る特定調達契約を締結しようとする場合で、当該特定調達契約の競争入札に係る公告等及び入札説明書を電子情報処理組織を使用して同時に公表するときは、公告等の時期を競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも13日前（当該特定調達契約の競争入札に係る入札書を電子情報処理組織を使用して受理する場合にあつては、10日前）までとすることができる。</u></p> <p>5 <u>前各項の規定は、特定調達契約に係る地方自治法</u></p>	<p>(競争入札の公告等の時期)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る公告等において、最初の契約以外の契約に係る公告等の予定時期を競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも24日前までとした場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該予定時期までに最初の契約以外の契約に係る公告等を行うことができる。</p> <p>3 <u>第1項及び前項の規定は、特定調達契約に係る地</u></p>

施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の12第2項の通知について準用する。この場合において、第1項中「県公報により行わなければならない」とあるのは、「通知しなければならない」と読み替えるものとする。

6 略

方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の12第2項の通知について準用する。この場合において、第1項中「県公報により行わなければならない」とあるのは、「通知しなければならない」と読み替えるものとする。

4 略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。